



帯行政第47号
平成25年9月30日

帯広市監査委員 西田 讓 様
同 秋田 勝利 様
同 石井 啓裕 様

帯広市長 米沢 則寿
(総務部行政推進室担当)



監査の結果に対する措置の通知について

平成25年3月28日付帯監査第78号で報告のあった平成24年度下期定期監査に基づき、または当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。



措置状況報告（定期監査）

監査指摘	措置状況
<p>担当する事務に附随して取り扱う現金を安易に保管している事例も見られ、今一度市民から託された現金の取扱方法について、点検・整備されますことを求めます。</p> <p>また、事務事業の実施方法を十分に検討しないままに支出している経費も見られましたことから、安易に前例を踏襲することなく、経済的かつ効果的な予算の執行に努められますことを望みます。</p> <p>さらに、これまで監査を通して指摘しました事項の是正について不断に検討を行うことはもとより、今後とも、決裁過程における点検の強化など内部統制機能を十分に発揮され、適正な事務執行に努められますことを期待いたします。</p>	<p>現金の保管については、平成24年10月に保育所における一時保育利用料の遺失が発生したことを受け、庁内各課及び施設における現金等の保管状況について、総点検を実施したところですが、今回の指摘を受け、改めて適正な管理を徹底してまいります。</p> <p>予算の執行については、地方自治法において、地方公共団体は最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされています。多様化する市民ニーズに的確に対応するため、常に改善の視点を持ちながら事務執行にあたってまいります。</p> <p>また、単純な事務処理のミスや、確認不足による不適正な事務処理については、事務担当者の理解不足のみならず、係長職や管理職の点検不足が原因と考えられますので、庁内のチェック体制をより強化すべく取り組んでまいります。さらに、これまで監査で指摘を受けた事項について、事例集として職員全体に周知するなどして、適正な事務執行が図られるよう努めてまいります。</p>